

# 登園許可に関する意見書

佐原めぐみこども園 園長殿

クラス名

園児氏名

保護者氏名

診断名：

<上記疾患のため 年 月 日から登園停止していたが、他園児への感染の恐れがなくなったので、>

年 月 日から登園しても差し支えないものと判断します。

年 月 日

医師

(印)

**登園届** (以下の感染症は、医師の診断を受け保護者の方が記入)

令和6年8月更新

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 ヶ月 程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	※(一)	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと

**登園許可書** (以下の感染症は、医師が記入した意見書が必要)

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
新型コロナウィルス感染症 ※	発症後 5 日間は感染力が高い(10 日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性がある)	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日経過していること
麻しん(はしか)	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ ※	発状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が高い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること)
風しん	発しん出現の 7 日前から後 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の膨張が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	※(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血や目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	※(一)	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の中児については出席停止の必要はない、また、5歳未満の子どもについては2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	※(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	※(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に指示できない感染症については(一)としている。

※新型コロナウィルス感染症とインフルエンザは、当面の間、専用の登園届で保護者記入となります。